

最高裁秘書第4714号

令和元年9月25日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和元年度（最情）諮問第36号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和元年9月17日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



### 理由説明書

本日付けの諮問（要旨は下記1のとおり）について、下記2のとおり理由を説明します。

### 記

#### 1 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、71期新任判事補の一人一人の性別を記載した一覧表が存在するはずである旨主張しているが、当該判断は相当であると考えます。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

71期新任判事補の一人一人の性別が分かる文書

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、戸籍謄本を対象文書として特定した上で、8月20日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 「71期新任判事補の一人一人の性別が分かる文書」については、「第71期司法修習生から判事補に任命された裁判官の一人一人の性別が分かる文書」と整理した。対象文書として戸籍謄本が考えられるところ、戸籍謄本に記載されている情報は、その書式も含むすべてが行政機関情報公開法第5条第1号に定める個人識別情報に相当する。

イ よって、戸籍謄本を開示対象文書とした上で、不開示とした原判断は相当である。

ウ なお、苦情申出人が主張する71期新任判事補の一人一人の性別を記載した一覧表は、第71期司法修習生から判事補に任命された裁判官全員の性別が記載された名簿等の一覧性を有する文書を指すと解すべきところ、司法行政事務を処理するに際し、現状において、第71期司法修習生から判事補に任命された裁判官全員の性別を一覧的に確認する必要はなく、このような文書は、作成又は取得していない。